

入札公告

次のとおり町有財産の売却について一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月4日

永平寺町長 河合 永充

1 入札に付する売却物件

区分番号	物件名	初年度登録年月	予定価格	入札保証金
R6-4	ニッサン 救急車	平成17年2月	200,000円	10,000円

2 入札の方法

- 紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「K S I 公有財産売却システム」という。）を利用した一般競争入札を行う。
- 入札に関する手続きについては、K S I 公有財産売却システムにおける永平寺町公有財産売却ページにて公開する。

3 入札参加資格等

入札には、個人、法人を問わず参加することができます。原則として、申込者が入札参加の対象となりますが、「委任状」を提出することにより代理人でも参加できます。

ただし、次の各号のいずれかに該当する方は参加できません。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- 日本語を完全に理解できない者
- 永平寺町が定める永平寺町インターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I 公有財産売却システムに係る規約等を承諾せず、順守できない者
- 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6号に規定する

暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が役員等の経営に実質的に関与していると認められる者
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する者であると認められる者
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者
- (9) 公有財産の買受けについて、一定の資格その他の条件を必要とする場合において、これらの資格などを有していない者

4 入札の参加申込みに関する事項

(1) 入札に関する情報を示す期間及び場所

ア 期間 令和4年4月4日（木）から令和4年5月21日（火）まで

イ 場所 永平寺町ホームページ及びK S I 公有財産売却システムの永平寺町公有財産売却ページ

(2) 仮申込

入札の参加を希望する者は、令和4年4月4日（木）午後1時から令和4年4月23日（火）午後2時までに、K S I 公有財産売却システムにより仮申込手続きを行うこと。

(3) 本申込

仮申込手続きを完了した後、永平寺町契約管財課へ令和4年4月23日までに以下の書類を提出すること（郵送の場合は、当日の消印まで有効とする。）

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書

イ 個人にあっては、公的機関発行の証の写し（運転免許証、旅券等の住所、氏名及び年齢が確認できるものの写し又は発行後3月以内の住民票の写し

ウ 法人にあっては、発行後3月以内の履歴事項全部証明書の写し

(4) 提出場所

福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4

永平寺町役場本庁2階 契約管財課

5 入札保証金

(1) 納付

入札に参加しようとする者は、1に掲げる物件（以下「売却物件」という。）ごとに定められた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。当該入札保証金の納付手続きは、K S I 公有財産売却システムにおいて行うものとする。

(2) 入札保証金の返還等

- ア 落札者の入札保証金は、売買契約を締結したときに、契約保証金に充当する。
- イ 落札者以外の者には、入札終了後に入札保証金の金額を返還する。
- ウ 入札保証金には、利息を付さないものとする。

6 入札及び開札の執行に関する事項

(1) 入札期間

令和6年5月7日（木）午後1時から令和6年5月14日（火）午後1時まで

(2) 入札及び開札場所

K S I 公有財産売却システムにより実施する。

(3) 入札方法

- ア 入札は、K S I 公有財産売却システムにおいて入札をする価格を登録して行う。なお、この登録は、一度に限り行うことができる。
- イ 持参及び郵送による入札書の提出は無効とする。

(4) 開札

令和6年5月14日（火）午後1時からK S I 公有財産売却システムにおいて開札を行う。

7 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 予定価格（最低売払価格）に達しない入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定

- (1) 永平寺町は、入札期間の終了後開札を行い、売払区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、K S I 公有財産売却システムによる入札において、入札をした価格が予定価格（最低売払価格）以上で、かつ最高の価格で入札をした者を落札者として決定する。ただし、当該最高の価格で入札をした者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。
- (2) 落札者の会員識別番号及び落札価格については、K S I 公有財産売却システムにおいて、一定期間公開する。

9 売買契約の締結、売払代金の納付方法等

(1) 売買契約の締結

- ア 落札者は、令和6年5月21日（火）までに売買契約を締結しなければならない。この場合において、落札者は入札保証金の額と同額の契約保証金を納付しなければならない。
- イ 落札者が売買契約を履行しない場合は、契約保証金は、永平寺町に帰属することとする。

ウ 契約保証金には、利息を付さないものとする。

エ 落札者は、所有権移転登録が完了するまで売払物件に係る一切の権利義務を落札者以外の者に譲渡することはできない。

(2) 売払代金の納付方法

ア 落札者は、永平寺町指定の納入通知書による納付書払い、永平寺町が指定する銀行口座へ振り込む方法により、売払代金から契約保証金を除いた金額を一括して、令和6年5月28日(火)午後2時30分までに納付しなければならない。

イ 売払代金から契約保証金を除いた金額の納付を完了した場合は、契約保証金は、売払代金に充当するものとする。

(3) 落札者が売買契約を締結しない場合の取扱い

落札者が指定の期日までに売買契約を締結しない場合は、その落札は無効とし、入札保証金は、永平寺町に帰属することとする。

10 売払物件の引渡し等

(1) 売払物件の所有権は、売払代金の納付が完了した時点で落札者に移転し、現状のまま引き渡すものとする。

(2) 売払物件の引渡し、登録等に伴う一切の負担は、落札者の負担とする。

(3) 引渡し期限までに引取りを行わない場合は、永平寺町は、契約を解除できるものとする。

11 その他

(1) 売払物件は、経年による劣化、使用による傷、不具合箇所等があることを、十分理解した上で入札すること。また、落札者は、民法(明治29年法律第89号)、商法(明治32年法律第48号)及びこの契約書の他の規定にかかわらず、引渡された売払物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、目的物の修補請求、代替物の引渡し請求、履行の追完請求、代金減免の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、売買物件の引渡しの日から1年間は、この限りではない。

(2) K S I 公有財産売却システムの不具合等により、入札を中止することがある。

12 問合せ先

永平寺町 契約管財課

電話番号 0776-61-3924

メールアドレス keiyaku@town.eiheiji.fukui.jp